

議案第 23 号

松阪市介護保険条例の一部改正について

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「36,342 円」を「35,179 円」に改め、同項第 2 号中「40,380 円」を「41,880 円」に改め、同項第 3 号中「48,456 円」を「46,486 円」に改め、同項第 4 号中「68,646 円」を「71,196 円」に改め、同項第 5 号中「80,760 円」を「83,760 円」に改め、同項第 6 号中「100,950 円」を「104,700 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 7 号中「104,988 円」を「108,888 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 8 号中「117,102 円」を「121,452 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 9 号中「149,406 円」を「154,956 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 10 号中「157,482 円」を「163,332 円」に改め、同号ア中「500 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 11 号中「177,672 円」を「171,708 円」に改め、同号ア中「700 万円」を「520 万円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「、第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 12 号中「193,824 円」を「184,272 円」に改め、同号ア中「1,000 万円」を「620 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同項第 13 号中「209,976 円」を「192,648 円」に改め、同号ア中「1,300 万円」を「720 万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第 15 号イ」を加え、同項第 14 号を次のように改める。

(14) 次のいずれかに該当する者 201,024 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項

第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
第5条第1項に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 217,776円

ア 合計所得金額が1,300万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 234,528円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,190円」を「20,940円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,190円」を「20,940円」に、「32,304円」を「33,504円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,190円」を「20,940円」に、「44,418円」を「46,068円」に改める。

第7条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松阪市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。